

## 議案第9号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例  
杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和57年杉並区条例第  
38号）の一部を次のように改正する。

別表第1ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう下高井戸館の項中「杉並区下高井戸三  
丁目31番11号」を「杉並区下高井戸四丁目16番4号」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第2（2）杉並区立ゆうゆう下高井戸館の項を削る。

### （提案理由）

ゆうゆう下高井戸館の位置を変更する等の必要がある。